

申請手数料として、1,100円いただきます。

道路工事施行承認申請書

(提出先)
大阪市長

令和 年 月 日

〒

住所

氏名

担当者

電話番号

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。
なお、竣工後の施設は貴市に帰属し、完成検査後2年以内に当該工事の瑕疵に起因する損傷が生じた場合は、申請者の責任において直ちに修繕します。

施工目的			
施工場所	路線名	車道・歩道・その他 ()	
	場所	区	
工事概要	工事種別及び施工数量		
	車両乗入	m ²	地先境界ブロック据直 m
	歩道一時乗入 (改築・鉄板)	m ²	歩車道境界ブロック据直 m
	道路補修	m ²	防止柵撤去 (永久・一時) m
工事の期間	令和 年 月 日 から		
	令和 年 月 日 まで	日間	
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 電話番号		
添付書類	位置図・平面図・断面図・仕様書・沿道土地利用計画図 その他 ()		
備考			
※本市記入欄	立会日：令和 年 月 日		受付印
			手数料 1,100円 領収書No.

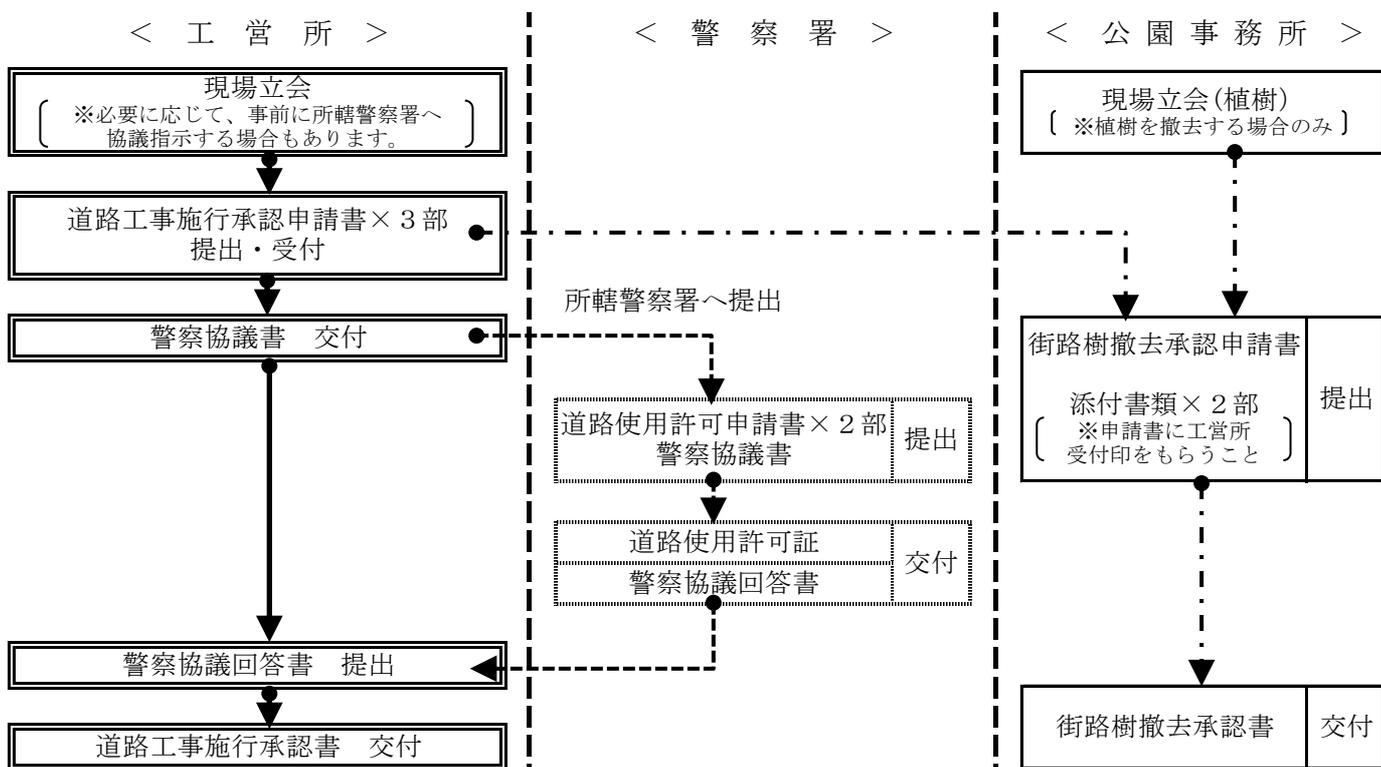
申請書提出前には、必ず管轄工営所担当者の事前立会・調整を受けてから申請してください。

申請にあたっての注意点

※必ずご確認ください。

- I 申請書提出前には、必ず管轄工営所担当者の事前立会・調整を受けてから申請してください。
- II 申請書は管轄工営所と日程調整を行い、立会を行ってからの受付となります。
- III 工営所窓口で申請書を受付後、承認書交付まで通常10日ほどかかります。
- IV 鉛筆または摩擦熱や消しゴムで消えるボールペンインキを使用した申請書については、申請窓口にて書き換えしていただきますので、ご注意ください。
- V 車両乗入（永久）申請は、沿道施設の所有者名義での申請となります。
- VI 申請書への押印は不要です。

承認書受領までの流れ



各工営所の管轄区および連絡先

工営所名	管 轄 区	連 絡 先
中浜工営所	都島区・旭区・城東区・鶴見区	06-6969-2656
田島工営所	天王寺区・東成区・生野区	06-6751-5000
津守工営所	大正区・浪速区・西成区	06-6567-6495
市岡工営所	中央区・西区・港区	06-6576-0761
住之江工営所	住之江区・住吉区	06-6686-0434
平野工営所	阿倍野区・東住吉区・平野区	06-6705-0102
野田工営所	北区・福島区・此花区	06-6466-2157
十三工営所	淀川区・東淀川区・西淀川区	06-6306-1881

<次の条件は基本条件ですので、実際の条件とは異なる場合があります。>

(24条)

条 件

- 1 工事施行のときは、本市建設局管轄工営所と打合せすること。
- 2 工事着手前に沿道市民に対し、工事の内容、期間及び工法等を十分説明し、協力を得ること。また、騒音、振動等を発生させないように施行し、これらの苦情については申請者において迅速かつ誠実に処理すること。
- 3 着手後は速やかに完成するよう努めること。
- 4 本件工事に起因して発生した事故については、すべて申請人が責任を負わなければならない。もし事故が発生した場合は、本市建設局企画部工務課及び管轄工営所に連絡すること。
- 5 鉄板養生にて乗入れを行う場合は、歩車道境界部に可動式スロープをその都度設置し、歩車道境界ブロックの破損を防止するとともに、可動式スロープは置き忘れのないように努めること。なお可動式スロープは、車道の雨水排水を妨げない形状とすること。
- 6 乗入れ時は、誘導員を配置し歩行者等の通行の安全を確保するとともに、道路に損傷を与えないよう注意すること。
- 7 防止柵の切削部分は、管轄工営所の指示のもとに端柱を設置して在来の防止柵の形態を保持すること。
- 8 防止柵、ガードレール等の撤去品は、管轄工営所の指示に従い返納すること。
- 9 防止柵、ガードレールの開放部分は、必要なとき以外は閉鎖し道路交通の危険防止に留意すること。
- 10 工事の実施に伴い、街路樹の撤去、剪定などが必要な場合、または街路樹に影響を及ぼすおそれのある場合は、所管の公園事務所に協議し、その指示に従うこと。
- 11 本市道路基準点の一時撤去が必要な場合又は道路基準点の保全に影響を及ぼすおそれのある場合は、本市建設局総務部測量明示課に届出の上、その指示に従うこと。
- 12 工事施行に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれのある場合は、事前に管轄工営所と協議のうえ、視覚障がい者誘導用ブロックの移設その他の措置を採ること。
- 13 申請人は、承認の期間中、承認年月日・承認指令番号・承認期間及び住所氏名を表示した標札を指示された場所に掲示すること。
- 14 本件工事が完成した場合には、管轄工営所に届け出て完成検査を受けること。
- 15 本承認内容に違反して工事を施行した場合は、本承認を取消し又は再施行をなさしめ、又は本市が再施行しその費用を申請人から徴収することがある。
- 16 申請箇所及びその付近の道路に損傷を与えた場合は、所定の手続きを経た後、申請人の費用負担で本市の指示どおり修繕すること。
- 17 完成検査後2年以内に当該工事の瑕疵に起因する損傷が生じた場合は、申請者の責任において直ちに修繕すること。
- 18 道路法令、本市関係例規及び警察署長の道路使用許可条件を厳守すること。
- 19 将来、当工事施行箇所において、歩道乗入構造を必要としなくなった場合においては、申請人の費用負担において道路を原形に復旧すること。なお、復旧の内容については、別途本市が指示を行う。
- 20 前各号のほか、本市建設局職員の指示に従うこと。